

PRESS RELEASE

R7.4.18(金)
愛媛県労政雇用課

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金 の支給決定取消について

下記の事業主について、国において雇用調整助成金を不正に受給したことが確認され、同助成金の支給決定が取り消されたことから、同社に対し、下記のとおり標記助成金の支給決定の全部を取り消すとともに、支給した助成金全額を本県へ返還するよう命令しましたので、お知らせします。

【概要】

事業主 名称 株式会社ジョイ・アート
代表者名 代表取締役 越智 陽一
所在地 東温市見奈良 1125
助成金名 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
支給済金額 38,134 円（令和4年度支給分）
取消年月日 令和7年4月18日
取消内容 支給決定の全部の取消し
取消理由 国の雇用調整助成金の支給決定取消による
返還命令内容 株式会社ジョイ・アートに対し、支給済金額全額の38,134円を
請求
※加算金については、別途請求

【問合せ先】

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課
主幹 後藤、担当係長 白石 TEL 089-912-2500